

新		旧			
略	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
			<p>1 人身取引被害者分 前項〔14日を超えた場合〕の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前項〔14日を超えた場合〕の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>13 売春防止法に基づく要保護女子の一時保護委託費 別途定めるところにより、売春防止法に基づく要保護女子(以下「要保護女子」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>〔14日以内の場合〕</p> <p>1 要保護女子分 前々項〔14日以内の場合〕の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前々項〔14日以内の場合〕の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>〔14日を超えた場合〕</p> <p>1 要保護女子分 前々項〔14日を超えた場合〕の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前々項〔14日を超えた場合〕の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p>		

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率																				
	事業費	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 要保護女子等分</p> <p>(1) 事業費</p> <p>各月初日の保護現員（月の中途において退所した者を除く。以下「各月初保護現員」という。）に月額54,600円を乗じた額の合算額。</p> <p>ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間は、その間の各月初保護現員に次の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">冬 期 加 算 額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>I 区</td> <td>II 区</td> <td>III 区</td> <td>IV 区</td> <td>V 区</td> <td>VI 区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円 8,900</td> <td style="text-align: center;">円 7,100</td> <td style="text-align: center;">円 5,400</td> <td style="text-align: center;">円 4,200</td> <td style="text-align: center;">円 2,800</td> <td style="text-align: center;">円 2,200</td> </tr> </table> <p>(注) 地区別区分は、生活保護法による保護基準（昭和38年厚生省告示第158号）の別表第1附表の区分による婦人相談所の所在地について適用するものであること。</p> <p>(2) 妊産婦加算</p> <p>妊産婦については、各月初保護現員に掲げる区分ごとの妊産婦加算額を乗じて算定した額を、前項により算定した事業費に加えるものとする。</p> <p>ただし、妊婦については、次に掲げる妊婦の額を出産した日の属する月まで加算するものとし、産婦については出産した日の属する月の翌月から2か月間加算するものとする。</p> <p style="text-align: center;">妊 産 婦 加 算 額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2">妊 婦</th> <th rowspan="2">産 婦</th> </tr> <tr> <th>6 月未 満</th> <th>6 月以 上</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円 9,140</td> <td style="text-align: center;">円 13,810</td> <td style="text-align: center;">円 8,490</td> </tr> </table>	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区	円 8,900	円 7,100	円 5,400	円 4,200	円 2,800	円 2,200	妊 婦		産 婦	6 月未 満	6 月以 上	円 9,140	円 13,810	円 8,490	<p>婦人相談所一時保護所入所者の処遇のために必要な需用費（食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費）、</p> <p>扶助費等</p>	5 / 10
I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区																			
円 8,900	円 7,100	円 5,400	円 4,200	円 2,800	円 2,200																			
妊 婦		産 婦																						
6 月未 満	6 月以 上																							
円 9,140	円 13,810	円 8,490																						

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		<p>(3) 母子加算            要保護女子等が乳児または幼児を養育しなければならない場合はその者の各月初日の在籍戸数（月の中途において退所した月を除く。）に月額19,380円を、養育しなければならない者が2人の場合は1,560円、3人以上1人増すごとにさらに月額770円を加算した額を乗じた額を(1)の事業費に加算するものとする。</p> <p>ただし、国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による遺族基礎年金の支給を受けている者はこれを除外すること。</p> <p>（注）乳児とは、満1才未満の者、幼児とは、満1才以上小学校就学前の者をいうものであること。（以下同じ。）</p> <p>(4) 期末一時扶助費            毎年12月初日保護現員×5,070円</p> <p>(5) 被服加算            各月保護人員×月額250円</p>		
		<p>2 要保護女子等が同伴する乳幼児</p> <p>(1) 事業費</p> <p>ア 乳児の各月当初保護現員に月額37,900円を乗じた額の合計額。</p> <p>イ 幼児の各月当初保護現員に月額42,600円を乗じた額の合計額。</p> <p>ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間はその間の乳児又は幼児の各月当初保護現員に前記1の(1)の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。</p> <p>(2) 期末一時扶助費            毎年12月初日保護現員×5,070円</p> <p>(3) 被服加算            各月保護人員×月額250円</p>		

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>3 事業費の算出にあたり月の途中で保護又は退所した者についての事業費(冬期加算を含む)、妊産婦加算及び母子加算の額は次の算式により算定した額とする。</p> $\text{月額単価} \times \frac{\text{当該月の保護日数}}{30 \text{日又は当該月の日数}}$ <p>4 入所者の生活指導のための器具機材費として地方厚生(支)局長が必要と認めた額。</p>		

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
<p>婦人相談所運営費負担金</p>	<p>運営費</p>	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 婦人相談所活動費</p> <p>婦人相談所が行う都道府県域内における要保護女子等の移送等を行う事業に要する経費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額</p> <p>2 外国人婦女子緊急一時保護経費</p> <p>婦人相談所が行う外国人婦女子緊急一時保護事業に要する経費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額</p> <p>3 広域措置費</p> <p>婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性を他の都道府県の婦人相談所等へ移動させるための経費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額</p>	<p>婦人相談所が行う都道府県域内における要保護女子等の移送等を行うために必要な旅費、役務費(通信運搬費)</p> <p>婦人相談所が行う外国人婦女子緊急一時保護事業を行うために必要な旅費、役務費(通信運搬費)、通訳雇上費、婦人相談所で一時保護した人身取引被害者の医療費(医療機関における診察、検査、治療及び診断書の発行等医療に要する費用。ただし、他法他制度が利用できない場合に限る。)</p> <p>婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性を他の都道府県の婦人相談所等へ移動させるために必要な旅費、需用費(燃料費)、役務費(通信運搬費)</p>	<p>5/10</p>

新

旧

略					
	1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
	婦人相談 所運営費 負担金	運営費	<p>4 相談・一時保護同伴児童経費</p> <p>婦人相談所が自ら行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行う事業に要する経費</p> <p>当該年度の同伴児保護延人数に日額180円を乗じた額</p>	<p>婦人相談所が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、需用費（消耗品費）</p>	5/10

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率						
<p>婦人保護施設運営費補助金 (婦人保護長期収容施設を含む。)</p>	<p>事務費</p>	<p>I 婦人保護施設</p> <p>1 [区分] 一時保護所保護費負担金 [種目] 事務費の基準額による。 ただし、基準額の「2 寒冷地手当」中「都道府県条例」とあるのは「都道府県条例(法人の経営する施設にあっては、当該法人の寒冷地手当の支給に関する規定)」と読み替えること。 また、基準額の「3 夜間警備体制強化加算」中「1施設2名」とあるのは「1施設1名」と読み替え、「(注)」の部分は除くこと。 なお、施設入所者に対して特別な処遇を行っている施設については地方厚生(支)局長がその都度承認した額。</p> <p>2 施設機能強化推進費 施設機能の充実強化を推進している施設であって別途定めるところにより、施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合。 別途加算単価</p> <p>3 精神科医雇上費 入院治療の必要はないが精神に障害のある者(精神科通院により投薬治療を受けている者及び施設内において専門医の処方を受けている者(以下「対象者」という))が毎年4月1日現在の実入所人員に対して10人以上を占めている施設に対し、1回当たり単価13,570円を限度として年12回の範囲内で加算する。 対象者が21人を超える施設であるときは、次表に定める回数の範囲内でさらに加算する。</p> <p>対象者が21人を超える施設への加算回数</p> <table border="1" data-bbox="1444 1284 1780 1380"> <thead> <tr> <th>対象者数</th> <th>加算回数(年間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21~30人</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>31人以上</td> <td>24回</td> </tr> </tbody> </table>	対象者数	加算回数(年間)	21~30人	12回	31人以上	24回	<p>婦人保護施設職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費)、役務費(通信運搬費)、備品購入費、委託料等</p>	<p>5/10</p>
対象者数	加算回数(年間)									
21~30人	12回									
31人以上	24回									

新

旧

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率	1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		<p>4 略</p> <p>5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員加算が必要と認定された場合。</p> <p>(1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額 (心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額)を当該取扱定員に12を乗じた数によって除した額(円未満切捨)と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 常勤的非常勤職員 1施設当たり年額 <u>3,027,797円</u></p> <p>(3) 非常勤職員 1施設当たり年額 <u>1,711,957円</u></p>					<p>4 民間施設給与等改善費 地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって、別途定めるところにより、民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合。 事務費基準額×別途定めるところにより決定された加算率</p> <p>5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員加算が必要と認定された場合。</p> <p>(1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額 (心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額)を当該取扱定員に12を乗じた数によって除した額(円未満切捨)と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 常勤的非常勤職員 1施設当たり年額 <u>3,016,317円</u></p> <p>(3) 非常勤職員 1施設当たり年額 <u>1,712,879円</u></p>		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

表 3 心理療法担当職員加算限度額 (単位:円)

地域区分 定員	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
20名以下	24,900	24,400	24,200	23,800	23,700	23,500
21 ~ 30	16,600	16,300	16,100	15,900	15,800	15,700
31 ~ 40	12,500	12,200	12,100	11,900	11,800	11,700
41 ~ 50	10,000	9,800	9,700	9,500	9,500	9,400
51 ~ 60	8,300	8,100	8,100	7,900	7,900	7,800
61 ~ 70	7,100	7,000	6,900	6,800	6,800	6,700
71 ~ 80	6,200	6,100	6,100	6,000	5,900	5,900
81 ~ 90	5,500	5,400	5,400	5,300	5,300	5,200
91 ~ 100	5,000	4,900	4,800	4,800	4,700	4,700

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
20名以下	23,300	23,100	22,700	22,600	22,000
21 ~ 30	15,500	15,400	15,200	15,000	14,700
31 ~ 40	11,600	11,600	11,400	11,300	11,000
41 ~ 50	9,300	9,200	9,100	9,000	8,800
51 ~ 60	7,800	7,700	7,600	7,500	7,300
61 ~ 70	6,700	6,600	6,500	6,400	6,300
71 ~ 80	5,800	5,800	5,700	5,600	5,500
81 ~ 90	5,200	5,100	5,100	5,000	4,900
91 ~ 100	4,700	4,600	4,500	4,500	4,400

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

表 3 心理療法担当職員加算限度額 (単位:円)

地域区分 定員	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
20名以下	24,600	24,100	24,000	23,800	23,500	23,400	23,300	23,200	23,100	23,100
21 ~ 30	16,400	16,100	16,000	15,900	15,700	15,600	15,600	15,500	15,400	15,400
31 ~ 40	12,300	12,100	12,000	11,900	11,800	11,700	11,700	11,600	11,600	11,500
41 ~ 50	9,800	9,700	9,600	9,500	9,400	9,400	9,300	9,300	9,300	9,200
51 ~ 60	8,200	8,000	8,000	7,900	7,800	7,800	7,800	7,700	7,700	7,700
61 ~ 70	7,000	6,900	6,800	6,800	6,700	6,700	6,700	6,600	6,600	6,600
71 ~ 80	6,200	6,000	6,000	5,900	5,900	5,900	5,800	5,800	5,800	5,800
81 ~ 90	5,500	5,400	5,300	5,300	5,200	5,200	5,200	5,200	5,100	5,100
91 ~ 100	4,900	4,800	4,800	4,800	4,700	4,700	4,700	4,600	4,600	4,600

地域区分 定員	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
20名以下	23,000	22,900	22,800	22,700	22,500	22,400	22,300	22,100	22,000
21 ~ 30	15,300	15,200	15,200	15,100	15,000	14,900	14,900	14,800	14,600
31 ~ 40	11,500	11,400	11,400	11,300	11,300	11,200	11,200	11,100	11,000
41 ~ 50	9,200	9,100	9,100	9,100	9,000	9,000	8,900	8,900	8,800
51 ~ 60	7,700	7,600	7,600	7,600	7,500	7,500	7,400	7,400	7,300
61 ~ 70	6,600	6,500	6,500	6,500	6,400	6,400	6,400	6,300	6,300
71 ~ 80	5,700	5,700	5,700	5,700	5,600	5,600	5,600	5,500	5,500
81 ~ 90	5,100	5,100	5,100	5,000	5,000	5,000	5,000	4,900	4,900
91 ~ 100	4,600	4,600	4,600	4,500	4,500	4,500	4,500	4,400	4,400

新

旧

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>II 婦人保護長期収容施設</p> <p>(1) 施設事務費は収容委託者各月の現員数に1人月額基準額79,400円を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>					<p>II 婦人保護長期収容施設</p> <p>(1) 施設事務費は収容委託者各月の現員数に1人月額基準額79,200円を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 施設機能強化推進費は、前項I婦人保護施設の2施設機能強化推進費の取扱いによる。</p> <p>(3) 民間施設給与等改善費は、前項I婦人保護施設の4民間施設給与等改善費の算定による。</p> <p>(4) 下記の都道府県にあつては、次に掲げる定数を基礎に算定する。</p> <p style="padding-left: 20px;">北海道 7人</p> <p style="padding-left: 20px;">東京都 40人</p> <p style="padding-left: 20px;">神奈川県 10人</p> <p style="padding-left: 20px;">愛知県 5人</p> <p style="padding-left: 20px;">大阪府 5人</p> <p style="padding-left: 20px;">兵庫県 7人</p> <p style="padding-left: 20px;">福岡県 5人</p> <p>(注) 別表に示す「施設事務費算定基準」は婦人保護長期収容施設に適用しない。</p>		
	事業費	<p>1 [区分] 婦人保護事業費負担金 [種目] 事業費の基準額(4を除く)による。ただし、基準額中「婦人相談所」とあるのは、「婦人保護施設」と読み替えること。 なお、被服加算については、各月初日現員×月額250円とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>婦人保護施設入所者の処遇のために必要な需用費(食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費)、備品購入費、扶助費、委託料等</p>	5/10		事業費	<p>1 [区分] 一時保護所保護費負担金 [種目] 事業費の基準額(4を除く)による。ただし、基準額中「婦人相談所」とあるのは、「婦人保護施設」と読み替えること。 なお、被服加算については、各月初日現員×月額250円とする。</p> <p>2 社会適応訓練費 各月初日保護現員×月額330円</p> <p>3 入所者の生活指導、職業訓練のための器具、機材費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額。</p>	<p>婦人保護施設入所者の処遇のために必要な需用費(食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費)、備品購入費、扶助費、委託料等</p>	5/10

新

旧

略

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
人件費	(1) 給 与	<p>毎年4月1日現在（以下「4月初現在」という。）の職員の現員を基礎として算定する。</p> <p>ア. 都道府県及び市が経営する施設にあつては、4月初現在の職員の現員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については、別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額と次に示す職員の職種別の本俸、特殊業務手当、地域手当及び扶養手当の合算額とを比較していずれか少ない方の額とする。</p>	12

新

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単価	員数

職種別	本場 A	特殊業務 手当 B	扶養手当 C D=(A+B+C)	地域手当 (合計×各%)										
				16/100 E	13/100 F	12/100 G	10/100 H	8/100 I	6/100 J	4/100 K	3/100 L	2/100 M	1/100 N	
福2-29 施設長 (50名以下)	246,600		13,183	259,783	41,565	33,772	31,174	25,978	23,380	20,783	18,185	15,587	10,391	7,793
福4-1 施設長 (50名以上)	271,900		13,183	285,083	45,613	37,061	34,210	28,508	25,657	22,807	19,956	17,105	11,404	8,552
行(一)2-9 事務員	200,000		13,183	213,183	34,109	27,714	25,582	21,318	19,186	17,055	14,923	12,791	8,527	6,395
福2-17 主任指導員	225,600	11,700	13,183	250,483	40,077	32,562	30,058	25,048	22,543	20,039	17,534	15,028	10,018	7,514
福2-13 指導員	219,200	11,700	13,183	244,083	39,053	31,731	29,290	24,408	21,957	19,527	17,086	14,645	9,763	7,322
福(三)2-29 看護師	229,200	2,500	13,183	244,883	39,181	31,835	29,386	24,499	22,039	19,591	17,142	14,693	9,795	7,354
福(二)2-9 栄養士	190,900		13,183	204,083	32,653	26,531	24,490	20,408	18,367	16,327	14,286	12,245	8,163	6,122
行(二)1-37 調理員等	165,800		13,183	178,983	28,637	23,268	21,478	17,898	16,108	14,319	12,529	10,739	7,159	5,369
福2-5 心理療法担当職員	205,800	11,700	13,183	230,683	36,909	29,989	27,682	23,068	20,761	18,455	16,148	13,841	9,227	6,920

職種別	合計額 (合計+地域手当)										
	16/100 D+E	13/100 D+F	12/100 D+G	10/100 D+H	8/100 D+I	6/100 D+J	4/100 D+K	3/100 D+L	2/100 D+M	1/100 D+N	その他
福2-29 施設長 (50名以下)	301,348	293,555	280,957	285,761	283,163	280,566	277,968	275,370	270,174	267,576	259,783
福4-1 施設長 (50名以上)	330,618	322,144	310,293	313,591	310,740	307,890	305,039	302,188	296,488	293,635	285,083
行(一)2-9 事務員	247,292	240,897	238,765	234,501	232,369	230,238	228,106	225,974	221,710	219,578	213,183
福2-17 主任指導員	280,560	283,046	280,541	275,531	273,026	270,522	268,017	265,512	260,502	257,997	250,483
福2-13 指導員	282,136	275,814	273,373	268,491	266,050	263,610	261,169	258,728	253,846	251,405	244,083
福(三)2-29 看護師	284,084	278,718	274,269	269,371	266,922	264,474	262,025	259,576	254,678	252,229	244,883
福(二)2-9 栄養士	226,736	230,614	228,573	224,491	222,450	220,410	218,369	216,328	212,246	210,205	204,083
行(二)1-37 調理員等	207,620	202,251	200,461	196,881	195,091	193,302	191,512	189,722	186,142	184,352	178,983
福2-5 心理療法担当職員	267,592	260,672	258,365	253,751	251,444	249,138	246,831	244,524	239,910	237,603	230,683

旧

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単価	員数

職種別	本場 A	特殊業務 手当 B	扶養手当 C D=(A+B+C)	地域手当 (合計×各%)																		
				14.5/100 E	12/100 F	11/100 G	10/100 H	8.5/100 I	8/100 J	6.5/100 K	6/100 L	5.5/100 M	5/100 N	4.5/100 O	4/100 P	3/100 Q	2.5/100 R	2/100 S	1.5/100 T			
福2-29 施設長 (50名以下)	246,600		13,183	259,783	37,489	31,111	28,518	25,978	22,862	20,783	18,684	16,585	14,486	12,387	10,288	8,189	6,090	4,991	3,892	2,793	1,694	2,528
福4-1 施設長 (50名以上)	271,900		13,183	285,083	41,337	34,210	31,359	28,508	24,232	22,007	19,381	17,282	15,183	13,084	10,985	8,886	6,787	4,688	2,589	1,490	3,324	2,851
行(一)2-9 事務員	200,000		13,183	213,183	26,582	23,150	21,318	18,121	17,055	15,888	14,822	13,756	11,559	10,659	9,593	8,527	7,461	6,395	5,329	4,263	3,197	2,131
福2-17 主任指導員	225,600	11,700	13,183	250,483	36,329	29,958	27,550	25,048	21,281	20,039	18,189	16,289	14,390	12,491	10,592	8,693	6,794	4,895	2,996	1,097	2,322	2,441
福2-13 指導員	219,200	11,700	13,183	244,083	35,282	28,230	26,819	24,408	20,747	19,527	18,209	16,891	14,472	13,254	11,836	9,417	7,322	5,127	3,032	1,133	2,322	2,441
福(三)2-29 看護師	229,200	2,500	13,183	244,883	35,569	28,388	26,327	24,488	20,815	19,591	18,269	16,142	14,824	12,705	10,586	8,467	6,348	4,229	2,110	1,011	2,322	2,441
福(二)2-9 栄養士	190,900		13,183	204,083	23,592	24,490	22,519	20,408	17,347	16,327	15,209	14,288	13,267	12,246	11,225	10,204	9,183	8,163	7,142	6,122	5,102	4,082
行(二)1-37 調理員等	165,800		13,183	178,983	25,353	24,490	22,519	20,408	17,347	16,327	15,209	14,288	13,267	12,246	11,225	10,204	9,183	8,163	7,142	6,122	5,102	4,082
福2-5 心理療法担当職員	205,800	11,700	13,183	230,683	33,455	27,682	25,275	23,068	19,808	18,455	17,301	16,148	14,995	13,841	12,688	11,535	10,382	9,229	8,076	6,923	5,770	4,617

職種別	合計額 (合計+地域手当)																					
	14.5/100 D+E	12/100 D+F	11/100 D+G	10/100 D+H	8.5/100 D+I	8/100 D+J	6.5/100 D+K	6/100 D+L	5.5/100 D+M	5/100 D+N	4.5/100 D+O	4/100 D+P	3/100 D+Q	2.5/100 D+R	2/100 D+S	1.5/100 D+T	その他					
福2-29 施設長 (50名以下)	297,452	289,957	288,359	286,761	281,895	280,549	279,247	277,945	276,643	275,341	274,039	272,737	271,435	270,133	268,831	267,529	266,227	264,925	263,623	262,321	261,019	259,717
福4-1 施設長 (50名以上)	328,420	319,282	316,542	313,591	309,215	307,890	306,165	304,840	303,515	302,190	300,865	299,540	298,215	296,890	295,565	294,240	292,915	291,590	290,265	288,940	287,615	286,290
行(一)2-9 事務員	244,095	238,765	238,333	234,501	231,204	230,238	229,112	228,106	227,040	226,034	225,028	224,022	223,016	222,010	221,004	220,000	219,000	218,000	217,000	216,000	215,000	214,000
福2-17 主任指導員	288,850	289,541	278,658	278,631	271,715	270,622	269,288	268,811	268,265	267,518	266,771	266,024	265,277	264,530	263,783	263,036	262,289	261,542	260,795	260,048	259,301	258,554
福2-13 指導員	278,416	278,273	270,332	268,491	264,404	263,610	262,816	262,022	261,228	260,434	259,640	258,846	258,052	257,258	256,464	255,670	254,876	254,082	253,288	252,494	251,700	250,906
福(三)2-29 看護師	280,281	278,282	271,820	269,371	265,898	264,474	263,050	261,626	260,202	258,778	257,354	255,930	254,506	253,082	251,658	250,234	248,810	247,386	245,962	244,538	243,114	241,690
福(二)2-9 栄養士	233,819	238,572	238,532	234,491	231,430	230,610	229,288	228,328	227,368	226,408	225,448	224,488	223,528	222,568	221,608	220,648	219,688	218,728	217,768	216,808	215,848	214,888
行(二)1-37 調理員等	204,588	200,461	198,821	196,881	194,841	193,302	192,000	190,798	189,596	188,394	187,192	186,000	184,800	183,600	182,400	181,200	180,000	178,800	177,600	176,400	175,200	174,000
福2-5 心理療法担当職員	264,132	258,365	258,598	253,751	250,281	249,138	247,984	246,831	245,677	244,524	243,371	242,217	241,064	239,910	238,757	237,603	236,450	235,297	234,144	232,990	231,837	230,683

新				旧			
経費の種類	経費の区分	単 価	員 数	経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
		イ. 略				イ. 法人が経営する施設にあっては、4月当初現在の職員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額とする。	
	(2) 期末勤勉手当	(1)の給与の単価及び(1)の給与の算定の基礎となつた4月当初現在の職員の期末勤勉手当加算額の合算額とする。	4. 5 (円未満切捨)		(2) 期末勤勉手当	(1)の給与の単価及び(1)の給与の算定の基礎となつた4月当初現在の職員の期末勤勉手当加算額の合算額とする。	4. 47 (円未満切捨)
	(3) 略				(3) 管理職手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長の本俸×12	0. 125
	(4) 略				(4) 管理職員特別勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長について、臨時又は緊急の必要による週休日又は休日の勤務をした場合 勤務1回につき 4,000円	勤務回数
	(5) 略				(5) 超過勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した本俸、特殊業務手当（1人月額2,500円の加算額を除く。）及び地域手当の額の合算額（施設長の本俸及び地域手当の額を除く。）×12	0. 0427
	(6) 略				(6) 住居手当	(1)の給与の算定の基礎となつた4月当初現在の職員の住居手当の月額	12
	(7) 略				(7) 通勤手当	(1)の給与の算定の基礎となつた4月当初現在の職員について算定した手当月額	12

新				旧			
経費の種類	経費の区分	単 価	員 数	経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
	(8) 略				(8) 非常勤調理員等	年額 1,596,000円	1
	(9) 略				(9) 非常勤調理員等 年休代替要員費	年額 74,480円	1
	(10) 略				(10) 年休代替要員費	年額 118,400円	(1) の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数
	(11) 略				(11) 調理員等年休 代替要員費	年額 106,400円	(1) の給与の算定の基礎となった調理員等
	(12) 略				(12) 看護代替経費	年額 1,950円	取扱定員
	(13) 社会保険事業主 負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者 災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ 4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額 の合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定 した給与に0.17958を乗じて得た額	12		(13) 社会保険事業主 負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者 災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ 4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額 の合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定 した給与に0.17713を乗じて得た額	12
管理費	(14) 略				(14) 嘱託医手当	4月当初現在の嘱託医手当の月額	12
	(15) 宿直業務改善費	1施設年額 2,457,840円	1	管理費	(15) 宿直業務改善費	1施設年額 2,444,540円	1
	(16) 略				(16) 旅 費	5,900円	(1) の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
	(17) 略				(17) 庁 費	57,120円	同 上

新				旧			
経費の種類	経費の区分	単 価	員 数	経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
(18)略				(18)特別管理費	50人以下の施設 年額	842,100円	1
(19)職員研修費		1,950円	(1)の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数		51人以上の施設 年額	785,400円	1
(20)略				(19)職員研修費		3,190円	(1)の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
(21)略				(20)被服手当		630円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員等
(22)略				(21)職員健康管理費		5,290円	(1)の給与の算定の基礎となった職員数
(23)略				(22)各所修繕費	1㎡当たり	379円	当該施設の実延数 (1㎡未満切捨) ただし、一時保護所の 場合婦人相談所との兼 用部分については、そ の主たる用途によって 按分された延面積
(24)略				(23)入所者保健衛生費		3,150円	取極定員
(25)略				(24)業務省力化等勤務条件改善費	直接処遇職員 年額	299,985円	(1)の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数
(26)略					調 理 員 年額	290,472円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員数
				(25)非常勤職員処遇改善費	年額	5,290円	1
				(26)苦情解決対策経費	年額	27,216円	1

新

旧

略

経費の 種 類	経費の区分	単 価	員 数
	(27) 調理業務外 部委託費	調理業務の全部を委託する場合は、その委託料 (事務費相当) の月額	12

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱新旧対照表(案)

資料 9

新	旧
<p>別 紙</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、平成17年11月1日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第2の1に定める次の事業とする。</p> <p>(1) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童自立生活援助事業</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業</p> <p>(3) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業</p> <p>(4) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業</p> <p>(5) 中核市（児童相談所設置市を除く。）及び市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う児童家庭支援センター運営モデル事業</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>(6) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関事業</u></p> <p><u>(7) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う地域生活支援事業（モデル事業）</u></p> <p>(8) 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業</p> <p>(9) 市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施</p>	<p>別 紙</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、平成17年11月1日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第2の1に定める次の事業とする。</p> <p>(1) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童自立生活援助事業</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業</p> <p>(3) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業</p> <p>(4) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業</p> <p>(5) 中核市（児童相談所設置市を除く。）及び市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う児童家庭支援センター運営モデル事業</p> <p><u>(6) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援事業</u></p> <p><u>(7) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親委託推進事業</u></p> <p>(8) 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業</p> <p>(9) 市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施</p>

新

旧

設分に限る。) に対して都道府県が補助する事業

(10) 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市が行う婦人相談員活動強化事業

(11) 都道府県が行う売春防止活動・DV対策機能強化事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3の(9)以外の事業

ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(9)の事業

(1)のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付額等の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 別表第1欄に定める区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の

設分に限る。) に対して都道府県が補助する事業

(10) 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市が行う婦人相談員活動強化事業

(11) 都道府県が行う売春防止活動・DV対策機能強化事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3の(9)以外の事業

ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(9)の事業

(1)のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付額等の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 別表第1欄に定める区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の

新	旧
<p>目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>(8) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。</p> <p>(9) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2) から (7) に掲げる条件を付さなければならない。 この場合において(2) から(3) 及び(5) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(7) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。</p> <p>(10) (9) により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、平成 年 月 日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 上記以外の場合 別紙様式第3による申請書および関係書類を平成 年 月 日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p>	<p>目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>(8) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。</p> <p>(9) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2) から (7) に掲げる条件を付さなければならない。 この場合において(2) から(3) 及び(5) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(7) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。</p> <p>(10) (9) により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、平成19年12月17日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 上記以外の場合 別紙様式第3による申請書および関係書類を平成19年12月17日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p>

新	旧
<p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、平成 年 月 日までに行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市長は、別紙様式第4による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、平成21年4月10日(6の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) 上記以外の場合 別紙様式第5による報告書を、平成21年4月10日(6の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>	<p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、平成20年2月15日までに行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市長は、別紙様式第4による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、平成20年4月10日(6の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) 上記以外の場合 別紙様式第5による報告書を、平成20年4月10日(6の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>